

市民集会施設解体費補助金交付要綱

平成26年4月11日

市民まちづくり局長決裁

最近改正 令和4年9月9日

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内会、自治会等の自治組織等（以下「自治組織等」という。）が自ら所有する地域住民の集会その他の用に供する市民集会施設（以下「施設」という。）につき、その老朽化等により維持管理が困難となりその用途の廃止を決定した場合における施設の解体及び撤去に要する経費に対する補助金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 この要綱に基づく補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けることができる者は、本市の地域住民によって組織される自治組織等であつて自己の所有する施設の解体及び撤去を行うものとする。

(補助要件)

第3条 次のいずれかに該当する場合、その解体工事等の事業に対して予算の範囲内で補助金を交付することができる。

(1) 自治組織等が次に掲げるすべての項目に適合する施設の解体及び撤去を行う場合

ア 当該施設を廃止することが、対象地域の地域活動の維持及び発展のために必要かつやむを得ないものであると認められるものであること。

イ 当該施設廃止後における対象地域の地域活動が他の場所において継続可能であるなど、地域活動の継続性が見込まれるものであること。

ウ 当該施設の廃止について、自治組織等の構成員の同意を得ていること。

エ 当該施設の底地を市が所有する場合においては、施設廃止後に市が当該土地を売却することについて、自治組織等の構成員の同意を得ていること。

オ 市民集会施設建築費補助金の交付を受け、施設を新築し、購入し、増築し又は改築している場合は、補助後、相当の期間を経過し、施設の廃止が必要と認められるもの。

(2) その他特に市長が認めた場合

2 前項第1号の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は補助の対象としない。

(1) 自治組織等が所有する流動資産及び固定資産において施設の解体及び撤去に係る費用

を負担できる等補助金交付の必要性が認められない場合

(2) 施設の用途を廃止せずに施設の一部を解体する場合

(3) 市長が不適当と認める場合

(補助金の額及び限度額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内で別表1に定める補助金交付基準に基づいて市長が定める額とする。

2 前項の規定による解体及び撤去に要する経費には、次に掲げる経費は含まない。

(1) 備品の撤去及び処分に関する経費

(2) 定着物等の移設に関する経費

(3) 解体設計及びその図書の作成に要する経費

(4) 施設廃止から解体工事実施までの間の施設の維持管理に関する経費

(5) その他、市長が不適当と認める経費

(補助金交付申請)

第5条 施設の解体及び撤去を行う自治組織等の代表者は、工事の契約締結前に市民集会施設解体費補助金交付申請書（様式1。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。

2 申請書には、次の各号に掲げる書類（施設の底地が市有地の場合にあっては第9号に掲げる書類を除き、施設の底地が市有地以外の場合にあっては第10号に掲げる書類を除く。）を添付しなければならない。

(1) 事業計画書（様式2）

(2) 事業収支予算書（様式3）

(3) 工事費見積明細書

(4) 施設の平面図及び配置図

(5) 施設の写真

(6) 施設を運営する自治組織等の規約及び役員名簿

(7) 団体の運営に係る収支状況を証明できる書類の写し

(8) 自治組織等が施設の廃止を決議したことを証明できる書類の写し

(9) 土地の登記事項証明書

(10) 市有地の売却に関する同意書

(11) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

3 解体する施設に、市民集会施設建築費補助金交付要綱（以下「建築費補助要綱」という。）に基づく補助金が交付されているときは、申請書の提出をもって、建築費補助要綱第12条第2項に規定する処分の届出があったものとみなす。

4 前項の規定は、まちづくりセンター併設型市民集会施設建築費補助金交付要綱（以下「まちセン併設型建築費補助要綱」という。）に基づく補助金が交付されているときは、申請書の提出をもって、まちセン併設型建築費補助要綱第12条第2項に規定する処分の届出があったものとみなす。

（補助金の交付決定）

第6条 市長は、前条の規定により申請書の提出を受けたときは、当該申請の内容を審査し、補助金交付の可否を決定する。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定した自治組織等に対しては、市民集会施設解体費補助金交付決定通知書（様式4。以下「交付決定通知書」という。）により通知するものとする。

3 前条第3項の規定による届出があった場合で、市長が自治組織等に対して交付決定通知書により通知したときは、これをもって建築費補助要綱第12条第2項の承認をしたものとみなす。

4 前条第4項の規定による届出があった場合で、市長が自治組織等に対して交付決定通知書により通知したときは、これをもってまちセン併設型建築費補助要綱第12条第2項の承認をしたものとみなす。

（届出）

第7条 交付決定通知書の交付を受けた自治組織等（以下「交付団体」という。）の代表者は、施設の解体の工事に着手したときは、速やかに工事着手届（様式5）を市長に届け出なければならない。

2 交付団体の代表者は、第5条第2項の規定により届け出た事業計画を変更し、又は中止するときは、速やかに事業変更届（様式6）を市長に提出し、承認を得なければならない。

3 前項の規定により事業変更届を提出する場合において、申請書に記載した補助金交付申請額を変更するときは、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 事業収支予算書（様式3）

(2) 工事費見積明細書

(3) 変更理由を証明する書類又は写真

(事業変更等の承認)

第8条 市長は、前条第2項の規定により事業変更届の提出を受けたときは、当該届出の内容を審査のうえ事業計画の変更又は中止の可否を決定し、交付団体の代表者に対して市民集会施設解体費補助金事業変更等決定通知書（様式7。以下「変更等決定通知書」という。）により通知するものとする。

2 交付団体の代表者は、変更等決定通知書の交付を受けた場合において、工事契約金額を変更して事業を継続する場合は、工事業者と改定契約書を締結しなければならない。

(実績報告)

第9条 交付団体の代表者は、補助の対象たる工事が完了したときは、速やかに事業実績報告書（様式8）を市長に提出しなければならない。

2 前項の事業実績報告書には、次に掲げる書類（第3号に掲げる書類については、第11条第2項の規定により概算払を受けた場合に限る。）を添付しなければならない。

- (1) 事業収支決算報告書（様式9）
- (2) 当該工事における契約書（改定契約書を含む。）の写し
- (3) 工事代金の支払を証明できる書類の写し
- (4) 筋掘及び埋戻し後の敷地の写真
- (5) その他市長が必要と認めるもの

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の事業実績報告書が提出されたときは、当該事業内容の検査を行い、交付決定通知書及び変更等決定通知書に付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定しなければならない。この場合、確定した額及びその算定基礎を市民集会施設解体費補助金確定通知書（様式10。以下「確定通知書」という。）により、交付団体の代表者に通知する。

(補助金の交付)

第11条 市長は、前条の規定による補助金確定額の通知後、速やかに補助金を交付するものとする。

2 市長が特に必要と認めたときは、前項の規定にかかわらず、事業終了前であっても補助金の全部又は一部を概算払により交付することができる。

3 交付団体の代表者は、前項の規定による概算払を請求するときは、交付決定通知書（変更等決定通知書の交付を受けている場合は、これを含む。）の写しを添付しなければならない。

4 交付団体の代表者は、補助金の交付を受けて工事代金の支払を行ったときは、速やかに工事代金の支払を証明できる書類の写しを市長に提出しなければならない。

(補助金の精算)

第12条 前条第2項の規定により概算払を受けた交付団体の代表者は、第10条の規定により補助金の額が確定したときは、速やかに市民集会施設解体費補助金精算書(様式11)を市長に提出し、補助金の精算をしなければならない。

(取消し又は返還)

第13条 市長は、交付団体が次のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、又は交付額を変更し、既に交付した補助金の返還を命ずることができる。

- (1) 補助金の交付の目的に反した行為があったとき。
- (2) 不正な行為により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 施設の解体及び撤去を中止し、又は変更したとき。
- (4) その他この要綱の規定に違反したとき。

(事業実施の調査等)

第14条 市長は、必要と認めたときは補助対象事業の実施状況調査を行い、又は必要事項について報告させることができる。

(書類の経由)

第15条 この要綱により市長に書類を提出するときは、当該自治組織等が所在する区の区長を経由しなければならない。

(施行の細目)

第16条 この要綱の施行に関し必要な事項は主管部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年９月９日から施行する。

補助金交付基準

1 補助金の額

補助金の額は、2に定める「事業の規模に応じた上限額」を限度に、施設の解体及び撤去に要する経費相当額（交付団体が工事業者と締結した工事契約額から要綱第4条第2項各号に掲げる経費を控除した額）とする。ただし、自治組織等が保有する流動資産（預貯金、有価証券等）の全部または一部を施設の解体及び撤去に要する経費の一部に充当することができる場合は、当該金額を除いた額を補助金額とすることができる。

※補助金の額を確定する場合、補助確定額に1万円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てたものを補助金の額とする。

2 事業の規模に応じた上限額

事業の規模に応じた上限額は、以下に定める基本額と加算額の合計額に消費税及び地方消費税相当額を加えた額とする。

(1) 基本額

補助対象施設の延べ床面積（物置等の付帯設備を除く。）×基準単価とし、基準単価は、1平方メートルあたり10千円とする。

(2) 加算額

基礎杭撤去等の特殊な工事を必要とする場合については、基本額とは別に、補助金を加算して支払うことができるものとする。

加算額は、当該特殊工事に係る工事費見積明細書の額を超えない範囲で定めるものとする。